（別紙２）

特定事業所集中減算に係る正当な理由の取り扱いについて

１　正当な理由⑤「サービスの質が高いこと」と判断される例について

正当な理由の中の「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案したことにより特定の事業所に集中した場合」の「サービスの質が高いこと」に該当するか否かを判断するに当たってのサービス毎の参考例は次のとおりです。

⑴　訪問介護

①　早朝または夜間にサービスを提供している。
（ケアプランに位置づけられている場合に限る）

②　専門性の高い人材の確保など、事業所全体としてより質の高いサービスを実施している。（具体的には、特定事業所加算を算定している事業所）

・　訪問介護員のうち、介護福祉士の占める割合が多い。

・　サービス提供責任者が手厚く配置されている。

・　当該事業所における緊急時の対応方針等が利用者に明示されており、緊急時の対応が確立されている。

⑵　通所介護・地域密着型通所介護

①　認知症対応のプログラムが充実しており、効果が期待できる。
（具体的には、認知症加算を算定している事業所）

②　運動機能向上のためのプログラムが充実しており、効果が期待できる。
（具体的には、個別機能訓練加算を算定している事業所）

③　口腔機能向上にむけたプログラムが充実しており、効果が期待できる。
（具体的には、口腔機能向上体制を算定している事業所）

④　要介護度が重い利用者を積極的に受入れている。
（具体的には、重中度者ケア体制加算を算定している事業所）

⑤　利用者の家族の都合に合わせた、サービス時間の延長に対応できる。
（具体的には、時間延長サービス体制を算定している事業所）

⑥　「温泉の効能が期待できる」など、利用者の希望に則した代替サービスが他にない。

⑶　各サービス共通例

①　ⅠＳＯの認証（ⅠＳＯ9000）を取得している。

②　社会福祉法人における介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度を導入している。（利用者の認定証の写しを提出すること）

③　利用者について、地区保健福祉センター及び地域包括支援センターから困難事例として判断されたものであり、やむを得ない事情がある。

④　事業所として、他の事業所にはない特別な取組みをしている。

２　正当な理由⑤を証明するため、必要書類

⑴　居宅介護サービス等の事業所選択に関する説明についての確認書

　【提出先】介護保険課

　　　居宅介護事業所及び利用者に記載いただく書類ですが、各項目の記入方法は次のとおりです。

　　①　説明を受けた居宅介護サービス等のサービス事業所名及び法人名

　　　・　利用者がサービス事業所を比較、検討できるように説明したサービス事業所名を記載する

　　　・　居宅介護支援事業所の通常の実施地域において当該種類のサービスを行っている事業所のうち異なる法人が開設する複数の事業所名を記載する

　　②　説明に使用した文書

　　　・　利用者に説明する際に利用した文書のうち、該当するものに〇をつける

　　③　説明日

　　　・　当該サービス事業所の利用開始前の日付を記入する

　　④　説明者

　　　・　利用者へ説明した者の職名及び氏名を記載する

　　⑤　その他注意事項

　　　・　選択理由は、利用者の希望だけではなく、当該サービス事業所を選択した理由も記載すること（１法人のみの紹介・他の居宅サービスとの比較は不可）。

　　　・　選択理由は利用者本人が記載することを原則とします。利用者が記載することが困難な場合は、家族の代筆も差し支えありません。家族の代筆も困難な場合は、介護支援専門員が代筆し、利用者及び家族が代筆困難な理由も記載すること（別紙としても可）。

　⑵　特定事業所集中減算に係る事例検討会依頼書

　　　【提出先】利用者の住所を管轄する地域包括支援センター

　　　本市では、「地域ケア会議等」ついては地域包括支援センター職員と担当事例を提出したケアマネジャーとの事例検討会により、地域包括支援センターの意見・助言を受けることとします。「特定事業所集中減算に係る事例検討会依頼書」を使用し、地域包括支援センターに事例検討の依頼をしてください。

※　正当な理由⑤について、事務フローについては別紙「正当な理由⑤にて事例検討会に居宅サービス計画を提出する際の流れ」を参照ください。

※　提出書類をもとに介護保険課にて正当な理由に該当するか個別に判断します。

３　正当な理由⑬「利用者の居住する地域」の考え方について

　　いわき市には、日常生活圏域が14圏域設定されていますが、圏域のなかには中山間地域であり、事業所の選択余地が少ない地域があります。

　　これらの地域は特定の事業所に集中せざるを得ない状況が発生しやすいため、市街地や人口密度が比較的高い地域と同等に取り扱うことは適当でありません。

よって、一部の日常生活圏域を細分化し、利用者の居住する地域として扱います。

【正当な理由⑬に該当する際の利用者の居住地域の考え方】



【細分化する圏域】

|  |  |
| --- | --- |
| 日常生活圏域での圏域 | 居住地域での考え方 |
| 第９圏域　勿来北部・田人地区 | 勿来北部 | 田人 |
| 第10圏域　常磐・遠野地区 | 常磐 | 遠野 |
| 第12圏域　好間・三和地区 | 好間 | 三和 |
| 第13圏域　四倉・大久久之浜地区 | 四倉 | 久之浜大久 |
| 第14圏域　小川・川前地区 | 小川 | 川前 |